

脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故や転倒による頭部や全身への強い衝撃によって、脳や脊髄を覆う硬膜に穴が開き、髄液が漏れ出すことにより、頭痛や目まい、吐き気などさまざまな症状を複合的に引き起こす病気である。

これまで、症状の原因が特定されない場合が多く、「打撲」あるいは「うつ病」と診断されることも少なくなかったが、近年、このような症状は脳脊髄液の減少に起因する可能性があることが究明され、治療法としては、自身の血液を硬膜外に注入して傷を修復する「ブラッドパッチ療法」の有用性が認められている。

また、2011年10月、厚生労働省研究班によって脳脊髄液減少症の一種である脳脊髄液漏出症の診断基準が定められ、昨年5月、脳脊髄液漏出症におけるブラッドパッチ療法が、厚生労働省の基準を満たした医療機関で治療を受ければ、入院費など費用の一部が保険適用される「先進医療」に認定された。

しかし、ブラッドパッチ療法自体は保険適用外であり、また、脳脊髄液漏出症の診断基準には、脳脊髄液減少症患者の約1～2割しか該当しない。

よって、政府においては、脳脊髄液減少症の診断・治療の推進のために、以下の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を来年度以降も継続し、「診療ガイドライン」を早期に作成するとともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 2 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 3 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、早急に保険適用とすること。
- 4 ブラッドパッチ療法を実施できる医療機関を各都道府県に最低1カ所設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣
（提出者）全議員